

令和6年度 GIGA スクール端末専用 タブレット安心保険のご案内

(動産総合保険のご案内)

保護者様

平素より、三田市の教育にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、三田市では、これからの時代を生き抜く力を子どもたちに育むため、1人1台の児童生徒用 iPad (以下タブレット) を活用しながら、教育活動を進めているところです。タブレットの取り扱いについては、ご家庭でも十分にご注意いただいていることと存じます。しかし、三田市では、万一誤ってタブレットを破損させてしまった場合は、事故の発生状況や管理状況により、原状復帰(修理)に要する費用をご請求させていただいております。

今後は、これまで以上に日常的にタブレットを活用し、持ち帰る機会が増えていきます。現在、最も多い破損は画面のひび割れです。iPadの修理費は約4万5千円(令和6年2月現在)ですが、修理費は年々上がっており、突然高額な修理代をお願いすることも考えられます。

個人加入の保険では免責(お支払いできないもの)に該当して対応できないケースも見られます。

そこで、タブレットを安心してご利用いただくため、補償も見直し掛金を抑えたプランにいたしましたので、是非この機会にご加入ください。

この補償制度に関するお問合せは、下記取扱代理店にお願いします。

令和6年2月
三田市校長会
三田市教育委員会

こんな場合にお役に立ちます

誤って落としてしまい、
動かなくなってしまった。



自宅の机で勉強中に
飲み物をこぼしてしまい、
濡れて動かなくなって
しまった。



自宅の床に置いていた
タブレットを家族が踏んで
液晶画面にひびが入ってしまった。



※新小学1年生のタブレット配布は学校により時期が異なります。配布の時期に合わせてご加入をご検討ください。

申込締切日	振込締切日※1	補償開始日※2	一時払掛金※3 (ご負担いただく金額)
第1次締切 ▶ 3月15日	3月20日	4月1日(午前0時)	1,400円
第2次締切 ▶ 4月15日	4月20日	5月1日(午前0時)	1,300円
第3次締切 ▶ 5月15日	5月20日	6月1日(午前0時)	1,210円
第4次締切 ▶ 6月15日	6月20日	7月1日(午前0時)	1,110円
第5次締切 ▶ 7月15日	7月20日	8月1日(午前0時)	1,020円
第6次締切 ▶ 8月15日	8月20日	9月1日(午前0時)	920円

お申込み受付後、掛金のご案内に2～3営業日かかることがあります。早めのお申込みをお願いいたします。

※1 それぞれの振込締切日を超えて入金頂いた場合、上記記載の保険開始日より補償が開始されない場合がございますので、ご注意ください。お申込み受付後、掛金振込先のご案内に2～3営業日かかります。ご注意ください。

※2 補償開始日は、お申込締切日翌月1日(午前0時)から始まりませんが、補償は2025年4月1日(午後4時)で終了いたします。保険期間に応じて一時払い掛金が異なります。

※3 一時払い掛金は、保険料と制度運営費(250円)になります。制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)に充当するための費用です。

お申し込みは
簡単です!

以下のURLもしくは2次元コードよりお申し込みください!▶

URL: <https://best-ins.co.jp/sanda-giga/entry2024.html>



お
問
合
せ
先

〈取扱代理店〉
株式会社ベストインシュアランス
学校園安全サービス事業部
〒650-0034 神戸市中央区京町 75-1 京町栄光ビル
電話番号(代表): 078-332-1870
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
神戸支店法人第一支社
〒650-8501 兵庫県神戸市中央区栄町通 3-3-17
損保ジャパン神戸ビル 6階
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

ポイント①

破損だけでなく、**機械故障※まで補償!!**

ポイント②

令和6年2月現在、画面破損が1番多く、
修理代は45,000円程度かかっています。



タブレットの買替や修理の際には、**最高5万円(消費税込)まで補償!!**

さらに修理業者へ配送するための**宅配便費用も3万円(消費税込)まで補償!!**

(修理付帯費用)

ポイント③

ご家庭で加入できる一般的な賠償保険では免責(お支払いできないもの)に該当するケースが多く、一部補償できる場合も時価額(原価償却され減額された金額)が限度額となります。

※電気的事故(電気機器または装置に生じたショート・アーク・スパーク過電流による損害)もしくは機械的事故(機械の内向的要因により機械装置に生じた焼付け、破損、折損、毀損、曲損、亀裂等の損害)をいい、原因不明の故障を除きます。

1. 補償内容について

貸与タブレットが、下記記載の事由により壊れた場合や故障した場合、補償の対象となります。

火災・落雷 破裂・爆発	風災	破損等 (不測的な事故による水濡れ損害を含む)	機械故障
○	○	○	○

《保険金をお支払いできない主な場合》

- ・故障、破損が予測される方法で使用した場合におこった事故
- ・紛失、置き忘れ
- ・経年劣化によるもの
- ・水災(大雨による洪水や高潮、土石流など)
- ・盗難
- ・日常的な利用で摩耗、劣化した消耗品の代替え など

2. 保険金額について(一台当たりの補償金額)

【修理または買替費用】 **5万円(消費税込)**を限度に補償されます。

- ①タブレット修理または買替費用 **5万円(消費税込)** ②修理付帯費用保険金 **3万円(消費税込)**
(①の保険金額とは別枠でお支払い)

※タブレットの修理費用または買い替え費用が5万円(消費税込)をこえた場合には保険金支払いは5万円が限度となります。

※但し、バッテリー劣化による交換は補償の対象外ですのでご注意ください。

※修理付帯費用保険金に関する追加特約条項セット：修理時のメーカーへの配送費用や、故障原因等の調査費用、買い替え時の旧機器廃棄費用等に係る費用、修理が不要だった場合の配送費用・梱包費用は3万円まで補償されます。

※修理ができず、交換となった場合、保険は終了となります。また修理費用が5万円を超えた場合も保険は終了となり、新たにご加入頂く必要がございます。掛金に関しては取扱代理店にお問合せください。修理中に借り受けるタブレットも補償の対象とならないためご注意ください。

3. 事故が発生した場合

貸与タブレットが破損、故障してしまった場合、所属する学校に保険に加入している旨を必ずお伝えください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※加入者証については個別に発行しておりません。

登録いただいたメールアドレス宛に入金確認後、【タブレット安心保険入金完了通知】を送信いたします。そちらのメールが加入を証明する証となりますので保管をよろしくお願いいたします。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者にお渡ししております約款等に記載しています。ご不明点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。